日 調 連 発 第 ２ ８ 号
平成２８年４月２２日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

平成２８年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における
地積測量図の作成等に関する留意点について（通知）

標記について、法務省民事局民事第二課長から別添のとおり依頼がありましたので、適切な対応をとられるよう通知します。

なお、各土地家屋調査士会においては、本件の留意点を所属会員に周知いただき、特に関係する土地家屋調査士会においては、管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

また、地積測量図に記載された筆界点の座標値が、地震前の測量成果に基づくものなのか、地震後の測量成果に基づくものなのかが重要となりますので、測量年月日は、必ず記載するようお願いします。

法務省民二第３３４号
平成２８年４月２１日

日本土地家屋調査士会連合会会長　林　　千　年　殿

法務省民事局民事第二課長　野　口　宣　大

平成２８年熊本地震に伴い基準点測量成果の公表が停止された地域における地積測量図の作成等に関する留意点について

国土交通省国土地理院（以下「地理院」という。）は，本月１４日及び１６日に発生した標記地震の影響に伴い，熊本県熊本地方及びその周辺で地殻変動が大きかった市町村の基準点測量成果（電子基準点，三角点，水準点）の公表を停止しています。

そこで，その改定の成果が公表されるまでの間，分筆の登記等に伴って登記所に提出される地積測量図の作成に当たっては，下記の点に留意されるよう，土地家屋調査士会及び同会会員に周知をお願いします。

また，関係する土地家屋調査士会においては，管轄の法務局及び地方法務局と十分な打合せをするよう指導するなど表示に関する登記の申請についての処理に遺漏のないよう配意願います。

記

１　基準点測量成果の公表が停止された市町村

(1) 熊本県

天草市及び苓北町を除く全ての市町村

(2) 大分県

日田市，竹田市，豊後大野市，九重町，玖珠町

(3) 福岡県

久留米市，八女市，うきは市，広川町

(4) 長崎県

島原市，雲仙市，南島原市

(5) 宮崎県

椎葉村

2　基準点測量成果の公表が停止された市町村を管轄する登記所において提出される地積測量図の取扱い

基準点測量成果の公表が停止された市町村に所在する不動産に係る分筆の登記等に伴って提出される地積測量図については，以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値は，「近傍に基本三角点等が存しない場合その他の基本三角点等に基づく測量ができない特別の事情がある場合」（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第７７条第２項）に該当するものとして，近傍の恒久的地物に基づく測量の成果として取り扱うものとする。

したがって，当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された場合であっても，同座標値は，任意座標値として取り扱うこととなる。

ただし，当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が既設の基本三角点等に基づいて測量された成果であるときは，土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人は，その旨を地積測量図に記録するものとする。

(2) 地震前の測量成果による筆界点の座標値

当該地積測量図に記録された筆界点の座標値が地震前の測量成果に基づくものである場合において，地震後に，その成果について点検が行われ，その点検結果において相対的位置関係に変動がない（公差の範囲内）と確認されているときは，同座標値は上記(1)と同様に任意座標値として取り扱うものとする。

ただし，そのときは，その旨を規則第９３条ただし書に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が作成した不動産に係る調査に関する報告に記録するものとする。

3　その他

地理院が基準点の改定を行い，その成果に基づき，地震発生前の座標値から地震発生後の座標値に変換するためのパラメータ等が公表された場合の取扱いについては，追って連絡する。